

# 福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

## ■ちびっ子医療費助成制度 (町の制度)

- 対象となる人
- ①年齢要件

0歳～小学校6年生まで

## ②所得要件

※乳幼児医療費助成制度の所得要件で非該当の児童は、すべてちびっ子医療費助成制度での該当となります。

## ■乳幼児医療費助成制度 (県の制度)

- 対象となる人
- ①年齢要件
- ②所得要件

0歳～小学校就学前まで

税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下の世帯（父母の合算額）

## ■ひとり親家庭医療費助成制度 (県の制度)

- 対象となる人
- ①世帯要件
- ア 18歳に達する日以降の最

## 自動血圧計を設置しました ～健康管理に役立ててください～



▲設置された自動血圧計

久賀総合センター、東和総合センターに自動血圧計を設置しました。（写真）日頃から血圧を測定し、健康管理に役立てていただきたいと思えます。大島地区にはしまとぴあスカイセンターに、橘地区にはたちばなケアプラザに設置していますので、ご利用ください。

初の3月31日までの間にいる児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該家庭の児童

イ 父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

## ②所得要件

市町村民税所得割非課税世帯

## ■受給者証有効期間

平成22年8月1日～平成23年7月31日まで

対象になると思われる方は、役場福祉課または最寄りの支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っておりますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

## ■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証

## ■問い合わせ

福祉課  
☎0820(77)5505

## 公の施設の 指定管理者を募集します

町では、次の公の施設について、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の公募を予定しています。7月中旬ごろ募集要項等を、左記担当課および町ホームページ等で公表します。

### 【指定管理者制度とは】

従来の管理委託制度とは異なり、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上、コストの節減等を図ることを目的とするものです。



周防大島町グリーンステイながうら



周防大島町長浦スポーツ海浜スクエア

施設の名 称	担当課	問い合わせ
周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等 (周防大島町長浦スポーツ海浜スクエアおよび周防大島町グリーンステイながうら)	商工観光課	☎0820 (79)1003